

# 美濃加茂市家庭用太陽光発電設備等設置費補助金Q & A

## Q1 申請期限はいつまでですか

- 令和8年1月30日（金）までとします。
- ただし、予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

## Q2 受付は先着順ですか

- 先着順とします。
- ただし、予算の上限に達する日に到着した書類（申請書）は抽選で受付順を決定します。

## Q3 予算件数を教えてください

- 当初の予算件数は、太陽光発電設備が40件、蓄電池が30件です。

## Q4 いつ設置した（設置する）太陽光発電設備が対象となりますか

- 市の交付決定日以降に事業に着手し、令和8年2月27日（金）までに事業を完了したうえで、実績報告書の提出ができる事業が対象となります。

## Q5 「契約」＝事業の開始と判断すれば良いですか

- 一般的には、太陽光発電設備等設置に関する工事の契約をした日が事業の着手日となります。

## Q6 「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いですか

- 一般的には、補助事業者が太陽光発電設備等の設置を完了し、引き渡しを受け、工事代金全額の支払いが済んだ時点をもって事業の完了となります。

## Q7 国の補助金と併用はできますか

- 国や県から他の補助を受けた事業は、補助の対象としません。国費や県費を原資として財団等が実施する補助金等との併用も不可とします。

## Q8 県が実施する共同購入事業との併用は可能ですか。

- 可能です。

## Q9 蓄電池が別補助を受ける場合、太陽光発電設備を対象にできますか

- 蓄電池が国等から別の補助金を受ける場合、太陽光発電設備に国等の補助が入っていない場合であれば、太陽光発電設備のみを本補助金の対象とすることができます。

<住宅等について>

Q10 住宅の既設や新築は問いますか

○ 自ら所有し居住される住宅であれば、いずれも対象となります。

Q11 カーポートへの設置は対象となりますか

○ 自ら所有し居住する住宅の敷地内に設置するものであれば対象となります。

Q12 建売住宅への設置は対象となりますか

○ 住民が設置する場合が対象で、未使用の太陽光発電設備等の設置に係る費用が明確に分かる資料が必要となります。

※ P P A（電力販売契約）事業者が設置する場合は対象外です。

Q13 母屋（親が居住）と離れ（子が居住）はそれぞれに補助されますか

○ 1つの住宅に対して1回の補助となります。

○ 母屋の建築物と離れの建築物が、用途上不可分である場合は、1つの住宅と判断し、どちらか1回の補助となります。

○ 1筆に2つの建築物がある場合でも、2つの建築物が用途上可分である場合は、それぞれ1つの住宅として、それぞれに補助されます。

※ 建築確認申請の書類を判断の参考としますので、詳細は事前にお問合せください。

Q14 併用住宅へ設置する設備も補助されますか

○ 併用住宅の場合は、住宅部分に自ら所有し居住していることに加え、延床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限ります。そのため、居住部分が分かる図面等を提出してください。併せて、以下の条件も満たす必要があります。

【注】以下の全ての条件を満たす場合（太陽光発電設備7万円／kWhの補助）

- ・ 併用住宅の屋根に住民の立場で全ての費用を負担して太陽光発電設備を設置
- ・ 発電した電力の30%以上を家庭用の電力として自家消費
- ・ 残りの電力を店舗で消費（又は電力会社へ売電等）

<太陽光発電設備について>

Q15 太陽光発電設備等の買替や増設も対象となりますか

○ 買替は法定耐用年数経過後、増設は他の要件を満たした場合は、対象とすることができます。詳細は事前に市までお問合せください。

Q16 太陽光発電設備等の能力の小数点以下の処理方法を教えてください

○ 小数点以下の端数を切捨て処理してください。（4.95kWの場合：4kW）

○ 0.95kWの場合：0kWとなり補助対象になりませんので、必ず1kW以上の設備を導入してください。

Q17 太陽光発電設備のパネルとパワーコンで能力値が異なる場合はどうなりますか

○ パネル（モジュール）とパワーコンディショナー（パワーコン）の低いほうの数値を採用してください。

○ 「パネル（モジュール）のみ」又は「パワーコンのみ」を設置する場合は対象外です。

【例】過積載を目的としてパネルのみ増設  
故障により、どちらか一方のみ買替え

Q18 5 kWを超える設備を設置する場合に必要な自家消費量はいくらか

○ 補助に相当する発電量の 30%を自家消費する必要があります。

【例】10kW の設備を設置する場合

→ 発電量×5kW/10kW×30% 以上の電力を自家消費する

Q19 太陽光発電設備を増設した場合の自家消費の考え方を教えてください

○ 既存設備と別系統に接続した場合は「増設設備での発電量」の 30%以上を自家消費してください。

○ 既存設備と同一系統に接続した場合は「既存設備での発電量+増設設備での発電量」の 30%以上を自家消費してください。

【注】同一系統接続の場合は既存設備も非 FIT（卒 FIT 等）であることが前提です。詳しくは、事前に市までお問い合わせください。

<蓄電池について>

Q20 16 万円/kWh の蓄電池は対象となりますか

○ 対象となりません。

※ 蓄電池の価格が 15.5 万円/kWh（直接・間接工事費込み、税抜き）を超える場合は対象となりません。ただし、12.5 万円/kWh（直接・間接工事費込み、税抜き）以下となるよう努めてください。

Q21 蓄電池の能力の小数点以下の処理方法を教えてください

○ 小数点第 2 位以下の端数を切捨て処理してください。（4.95kWh の場合：4.9kWh）

※ 蓄電池の価格/kWh を算定する際は、端数処理後の数字を使ってください。

4.95kWh で 767,250 円（直接・間接工事費込み、税抜き）の場合、  
767,250 円÷4.9kWh≒156,582 円…補助対象となりません。

Q22 価格が 72.5 万円（5kWh）の蓄電池の補助額の計算を教えてください

○  $72.5 \text{ 万円} \times 1/3 = 24.16 \dots \Rightarrow 24.1 \text{ 万円}$ となります。

Q23 価格が 100 万円（7kWh）の蓄電池の補助額の計算を教えてください

○  $100 \text{ 万円} \times 1/3 \times 5\text{kWh}/7\text{kWh} = 23.80 \dots \Rightarrow 23.8 \text{ 万円}$ となります。

※ 必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

Q24 ハイブリッド蓄電池は、全額を蓄電池価格とみなして良いですか

○ 太陽光発電設備のパワーコンディショナー（パワコン）と蓄電池が一体となっていますが、蓄電池として販売されているため、すべてを蓄電池価格とみなしてください。

○ トライブリッド蓄電池（蓄電システム）付帯のパワコンも同様の扱いとします。

※蓄電池の交付上限単価にご注意ください。

Q25 蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使いますか

○ 補助金算定の際は定格容量の数値を用います。

○ 定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、「蓄電容量（単電池の定格容量、単電池の公称電圧および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値）（小数点第2位以下切捨）」を用いることも可とします。

〔参考〕

定格容量：蓄電池に蓄えることができる電気の量

実効容量：蓄電池に蓄えた電気のうち、実際に使用できる量